

2012年12月28日

お客様各位

グーリングジャパン株式会社
住所：東京都中央区月島3-24-5

法令一部改正によるコバルトの特定化学物質指定について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当社製品をご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令第一部改正に伴い、「コバルト及びその無機化合物」が新たに特定物質として追加されましたのでご連絡いたします。

工具を通常ご使用いただく場合は、工具等の摩耗により作業者が健康障害を引き起こすコバルト粉じん等の発散は生じないことから、特定化学物質による健康障害防止措置を実施する対象となりません。

従いまして表示に関しましても今までどおり変更ございません。

但し、当社が販売しております超硬素材を製造・加工する粉末冶金工程、焼結体を工具・金型に成型する工程、特殊鋼の製造・成型工程などではコバルト粉じん等が発生する可能性があり、下記の対策を講じる必要がありますのでご連絡いたします。

記

1. 法改正内容について

労働安全衛生法施行令等一部改正により特定化学物質の第2類物質として「コバルト及びその無機化合物」が新たに追加指定され、2013年1月1日施行されます。

但し、経過措置として猶予期間が設けられています。

法改正に伴い、特定化学物質による健康障害防止措置として下記対策を講じる必要があります。

- ・製品（粉末・合金）への表示※
- ・発散抑制措置（コバルト濃度として $0.02\text{mg}/\text{m}^3$ 以下）
- ・漏洩のための措置
- ・作業主任者の選任
- ・作業環境測定（6ヶ月毎）
- ・健康診断（6ヶ月毎）、記録の30年保管
- ・保護具装備、作業記録30年保管、休憩室設置、洗浄設備設置、取扱注意表示

2. 法改正に伴う弊社対応について

容器・梱包への表示

焼結商品は、コバルトを1%を超えて含有しているため、注意事項を記載した文書を添付いたします。

3. ご連絡事項

コバルトを取り扱う粉末冶金工程、コバルトを含む焼結体(素材)を工具・金型などに成型する工程、コバルトを含む特殊鋼の製造・成型工程などでは、上記1項の対策を講じる必要があると思われます。なお、猶予期間等の設定もございますので、詳細は所轄の労働基準監督署または法令等でご確認ください。

以上